



# 守口市 消費生活センターくらしナビ

<市広報 令和4年6月号>

## クレジットカードに身に覚えのない請求があった！

### 事例

クレジットカードの利用明細書に 25 万円ほどの身に覚えのない請求があった。インターネット通販で利用したことになっているが、私はインターネット通販でクレジットカード決済をしたことがない。クレジットカードが不正利用されたのではないか。

### 助言



クレジットカードの不正利用が疑われる場合は、まずはカード会社に連絡をし、クレジットカードの利用停止手続きをして、今後の被害を防ぎましょう。

カード会社に請求内容の調査を依頼しましょう。カード会社は規約に基づき判断します。不正利用が認められた場合は、「紛失・盗難保険」などにより、カード会社への申し出日から一定の日数をさかのぼった時点からの請求を取り消しされることがあります。しかし、会員に規約違反があった場合や、利用から一定の期間が経過している場合などは、不正利用による請求であっても取り消しされないこともあります。

クレジットカードの利用明細を毎月必ず確認することで、不正利用を早期発見し、被害を最小限に抑えることができます。最近は利用明細をWEB上で確認することが多くなっています。確認不足になりがちですが、必ず確認するよう習慣付けましょう。

クレジットカードの名義人にはカードの管理責任があります。クレジットカードの所定欄に署名しておく、暗証番号は容易に推測されない番号にする、クレジットカードの貸し借りはしない、信頼できるサイト以外ではクレジットカード情報を登録しないなど、管理・保管には細心の注意を払いましょう。紛失・盗難があった場合はすぐにカード会社に連絡できるように連絡先を確認しておきましょう。

普段利用していないクレジットカードを不正利用されたという相談もあります。不要なクレジットカードは早めに解約することも一考です。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）